

1 令和4年度施策のポイント

- 犯罪被害者等支援に関する県民・事業者等の理解を深め、犯罪被害者等を必要な支援に繋げるための広報・啓発の強化
- 犯罪被害者等支援を担う人材育成のための研修等の充実

2 施策の体系（高知県犯罪被害者等の支援に関する指針）

1) 指針の性格

高知県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な考え方や施策の方向性と総合的な体系等を示す。

2) 基本方針及び重点課題と支援施策の体系

基本方針1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	主な具体的施策
①相談窓口の設置、情報の提供等	犯罪被害者等支援に特化した相談支援 性犯罪被害者に関する相談支援
②経済的負担の軽減	犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供 新たな経済的支援制度
③日常生活の支援	民間支援団体による支援 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等
④心身に受けた影響からの回復	保健医療サービス及び福祉サービスの提供 警察による支援及び情報提供等
⑤安全の確保	施設における一時保護の実施 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等
⑥居住の安定	一時保護、優先入居、転居
⑦雇用の安定等	事業主等の理解の増進等、雇用の安定

基本方針2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	主な具体的施策
①県民の理解の増進	犯罪被害者等支援に関する広報の実施 二次被害の防止の促進
②人材の育成	関係団体に対する研修の充実等 指定被害者支援要員制度の活用
③民間支援団体に対する支援	民間支援団体に対する支援の充実

3) 推進体制等

- ・関係機関とのより一層の情報共有や支援強化に向けた取組が図られるよう支援体制を構築する。
- ・医療、保健、福祉等の生活に密着したサービスを提供する市町村との連携、協力を推進し、犯罪被害者等支援に県内全域で取り組む。

3 令和4年度の取組

1) 犯罪被害者等の相談体制充実

- **犯罪被害者等支援相談窓口の設置**（令和2年4月～）
専任の相談員による電話・面接相談、関係機関との支援の調整等を行う。
- **無料法律相談の実施**（令和3年6月～）
犯罪被害直後から弁護士への支援を受けられるよう、高知弁護士会との協定に基づいて無料の法律相談を行う。（令和4年度からはセンターへの委託事業として実施）
- **性暴力被害者サポートセンター（ワンストップ支援センター）の体制強化**
・相談時間の延長や内閣府の夜間休日コールセンターとの接続による24時間365日対応を行うとともに、支援コーディネーターの配置により関係機関との連携を強化する。（令和3年4月～）
- **性暴力被害者が臨床心理士等専門職によるカウンセリングを受けられるよう、経費を措置する。**

2) 経済的負担の軽減

- **犯罪被害者等支援事業費補助金**（令和3年4月～）
犯罪により生命、身体に重大な被害を受けた犯罪被害者等に対して、その被害からの回復に必要な費用の一部を補助する。

項目	①生活資金の補助	②転居費用の補助	③再提訴費用の補助
補助対象	犯罪被害に遭わなければ支払う必要がなかった費用の一部	犯罪被害によって、従前の住居に居住が困難になり、新たな住居へ転居するための費用の一部	損害賠償権の時効更新のための訴訟（再提訴）に要する費用の一部
具体的費用	葬祭費、交通費、医療費等	引越業者に支払う費用	再提訴の際に裁判所に支払う手数料等
補助上限額	死亡 30万円 重傷病、性犯罪・性暴力10万円	20万円	32万円

3) 県民の理解の増進、被害者が必要な支援を受けるための広報・啓発の強化

- ・犯罪被害者等の置かれている状況や二次被害の防止等について、県民・事業者等の理解を深めるための資料を作成・配布する。また、市町村広報紙等を活用した広報・啓発を行う。
- ・犯罪被害者等が必要な支援に繋がることができるよう、こうち被害者支援センター、性暴力被害者サポートセンターの周知のためのカード等を作成する。

4) 犯罪被害者等支援を担う人材育成のための研修等の充実

- ・市町村担当職員等を対象に犯罪被害者等支援ハンドブック（令和4年3月改訂）を活用した実践的な研修を実施し、総合的対応窓口の機能の強化を図る。
- ・支援機関職員等を対象に犯罪被害者等支援事業費補助金等の新たな支援制度の周知を行う。

5) 犯罪被害者等支援体制の深化

高知県、高知県警察、こうち被害者支援センターが中心となり、犯罪被害者等への支援調整や情報共有、また、経済的負担の軽減のための支援に係る審査等を行う。

